

みんなで知っておこう! 林野火災注意報・林野火災警報

本年1月から、林野火災注意報・林野火災警報の運用が始まりました。林野火災は、たき火や野焼き、火の不始末など、私たちの身近な行動が原因となって発生することがほとんどです。一人一人が火の取り扱いに気を付けることで、大切な命や森林を守ることにつながります。火の取り扱いには十分注意し、林野火災の防止に努めましょう。

林野火災警報を発令した場合には、市ホームページ、市公式LINE、お太助フォンで発信し、消防車などでパトロールします。



どんなときに発令する?

■林野火災注意報

火災が発生しやすい1月～5月の間、下記いずれかの条件に該当する場合に発令します。

- 前3日間の合計降水量が1mm以下かつ前30日間の合計降水量が30mm以下のとき
- 前3日間の合計降水量が1mm以下かつ乾燥注意報が発表されたとき

■林野火災警報

林野火災注意報の発令基準に加え、強風注意報が発表されたときに発令します。

※注意報・警報は、降雨、降雪、積雪がある場合は発令しないことがあります。



発令されるとどうなる?

下記の「火の使用の制限」に従う義務が発生します。

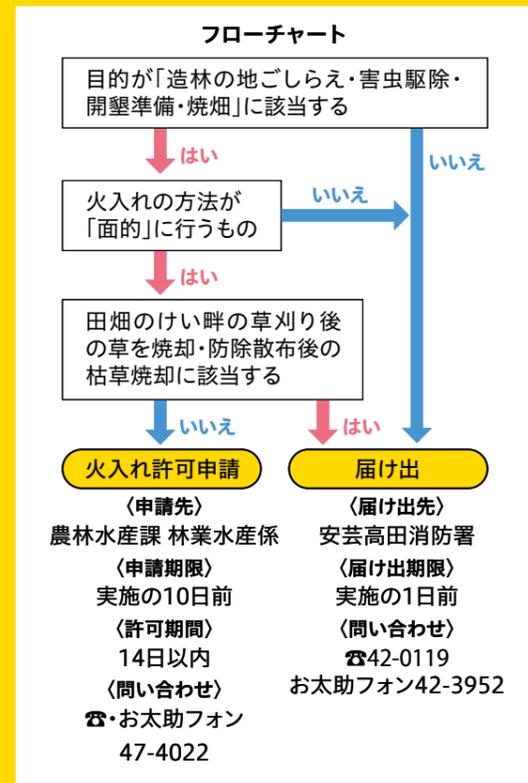
- 山林、原野などにおいて火入れをしない。
- 煙火(花火)を消費しない。
※消防長または消防署長が火災の予防上支障がないと認めるときは、この限りではない。
- 屋外において、火遊びまたはたき火をしない。
- 屋外において、引火性または爆発性の物品、その他の可燃物の付近で喫煙をしない。
- 残火(たばこの吸殻を含む)、取灰または火粉を始末する。

義務を守らなかったらどうなる?

林野火災注意報は、罰則を伴わない努力義務を課すものですが、林野火災警報は「火の使用の制限」に違反した者に対して、消防法により30万円以下の罰金または拘留が科される場合があります。

火入れには許可申請が必要です!

「火入れ」とは、森林または森林の周囲1キロメートルの範囲内にある土地において、立木竹、雑草、堆積物などを面的に焼却する行為のことをいいます。目的などに応じた申請、または「火災とまぎらわしい煙、または火災を発するおそれのある行為」の届け出を行ってください。



安芸高田 歴史紀行

あきたがた
れきしきこう



安芸高田市歴史民俗博物館
学芸員 古川 恵子

あの日の記憶は
写真の中にII [35]

1952(昭和27)年10月 刈田村役場

(歴史民俗博物館蔵)



本造2階建てのよく似た建物が並んでいます。手前の建物の正面玄関の左には「刈田村役場」と書かれた木製の看板が掛かっています。ひさしの下には複数の自転車が並び、建物前には掲示板もあります。建物から横に突き出た部分は板貼りでないため、増築したものと思われる(奥の建物が役場と関係があるかは不明です)。



刈田村役場があった場所は、勝田三差路交差点付近で、現在の国道54号線に当たる道路に面していたようです。刈田村は、1889(明治22)年3月、土師・勝田・佐々井村が合併して誕生しました。それから66年後の1955(昭和30)年3月30日に閉村し、翌31日に根野村と合併して「八千代村」が誕生しました(1960年町制施行)。